

## 1 市民部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加議案第32号 光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②追加議案第30号 令和2年度光市一般会計補正予算（第13号）（市民部所管分）

説 明：小田生活安全課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

前期、この委員会におりませんでしたので、改めてちょっと確認の意味でお尋ねをさせていただきます。

そもそもこの長寿命化工事なるものの中の制御盤を移送するというふうに言われたんですが、こういった類いのものなんですか。とても人間が持つような制御盤でなくて、トラックで輸送したりとか、そういった類いのものなんですか。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、制御盤は、およそ高さ2mのサイズで、大人であれば8人がかりぐらいで運搬するような大きさとなっております。

以上です。

○河村委員

それと、そもそも論にも匹敵するんですが、牛島のちょうどこの飲料水の供給を始めるときでも、既にもう100人いない状況であったかと確認をしておりますが、当初から人口が減るといのは、当然予想もついた中で、この長寿命化工事を実施すれば、これが最後ということになるんですか。どの程度の今後の見込み、長寿命化の先の話ですがね。考えておられますか。

○小田生活安全課長

牛島は、もともと簡易水道ということで飲料水供給施設が設置されておりますが、供用開始後、約22年たっております。そのため、多くの主要施設が耐用年数を迎えている

ことから、今年度から長寿命化計画に取り組んでいるところでございます。

今後については、また20数年を迎えた時期に、人口減少等の状況を踏まえながら、その辺については、今後の検討課題としております。

以上です。

○河村委員

この長寿命化工事をすれば、20年は大丈夫なんだというふうに解釈してもええんですね。

○小田生活安全課長

そのとおりでございます。

○河村委員

当初、もともとのその水源があったものを、新しい水源が見つかったということでこの水工事に入っていったんですが、最終的には、元あった水源だったんですね。水源そのものは。当時、牛島丸は本土から——本土という言い方は適切じゃないですね。こちらから水を運搬する船であったんですが、そういったものまで全部のけて新しい水の供給を始めたんですね。

今、振り返ってみたら、かえってえかったんかのと、当時の決断がですね。恐らく10億円近い投資ではなかったかと思えます。その膜処理をして、今の新しいその水対処がですね。そんなことは、当初からしっかり検討をして、費用対効果を計画的にやるというのは当然のことだところと思われますのでね。今後のこういったときの投資については、よく参考にさせていただけたらと思えます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 総務部・消防担当部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加議案第31号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○森戸委員

ちょっと聞こえなかったんやけど、提案理由の部分の最初のところがちょっと聞こえなかったの、もう一回、ちょっと早口だったので聞こえなかった。お願いできます。

##### ○加川総務課長

この条例につきましては、新型コロナウイルス感染症が市民生活等に及ぼす影響に鑑みというところでございます。

##### ○委員長

よろしいですか。

##### ○森戸委員

いいです。

##### ○河村委員

今、市民生活に及ぼす影響というふうに言われたんですが、どの程度のことを言われておるんでしょうか。

##### ○加川総務課長

コロナウイルス感染症の影響で、なかなかまだまだ市民の方に様々な形で我慢をいただいているというような状況が続いております。生活様式も変わってきておりますし、そういった形でこの状況がまだまだ改善の状況が見えないということでもありますので、市民生活への影響というのはそのような状況でございます。

##### ○河村委員

我慢と生活様式とこう言われたんですが、じゃあ、その額に直すと、どのようなことをお考えですか。

##### ○小田総務部長

額ということで、その対価として減額しようとするものではございません。いろいろな我慢を市長としても、お願いをしている立場も含めてそれに寄り添うという形でありますので、金額的なことは、その対比と考えていただければ困るという立場でございます。

ます。

以上でございます。

○河村委員

金額じゃない、気持ちの問題なんだとこういうお話だと思います。今の予想でいけば、6月ぐらいにはワクチンの接種ができるのではなかろうかなと、高齢者についてですね。そういった中で、はなから1年、令和4年の3月までというふうに立てられているわけですが、見込みがその程度までは落ち着かないというお考えなんですかね。

○吉本副市長

これは、我々が軽々にいつ頃には落ち着くということを申し上げることはできませんけれども、新聞報道等によりますと、専門家からは、やはり感染症の終息には、もう少し時間がかかるという話もありましたので、今回は一つの目安として1年間減額しようとするものでございます。

以上です。

○河村委員

分かりました。一部には、そのインフルエンザと同じような形で、また冬になったら再発するのではないかと、そんなことをこう言われておりますので、一概にというのは言われたいと思います。

市長が、そこまでの覚悟を持ってコロナ対策をするんだと、そのほうが市民には恐らく喜ばしいことではなかろうかこう思いますので、ぜひもしっかり対応をお願いをして、終わります。

○委員長

そのほかはございませんか。河村委員、続いてどうぞ。

○河村委員

議員間討議をお願いできませんかね。

○委員長

ただいま河村委員より、本議案に係る議員間討議を実施してはどうかとの御提案がありました。ここで委員の皆さんの御意見を伺いするため、着座のまま暫時休憩といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

先ほど、河村委員より本議員に係る議員間討議を実施してはどうかとの御提案がござ

いましたが、休憩中に各委員の御意見を伺った結果、本議案に係る議員間討議は実施しないこととなりました。よって、これより質疑を続行します。質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・

### 3 議員提出議案関係分

#### (1) 付託事件審査

①議員提出議案第2号 光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

#### ○委員長

本議案の審査に当たり、議案の説明員として、議案の提出者であります木村議員をお呼びしておりますので、入室をしていただきたいと思っております。ここで着座のまま暫時休憩といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 説 明

#### ○木村議員

先ほども議場では説明いたしました件を繰り返すにはなりますが、議員提出議案第2号光市議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する提案説明を行います。

去る3月15日、議長に対し、提出者が私で、賛成者が森戸議員、早稲田議員、小林議員より提出いたしました。

内容は、お手元の資料のとおりでございます。

本議案は、令和3年4月分から9月分までの議員の議員報酬月額の一部を減額するためのものです。現在新型コロナウイルスの影響下で経済が困窮・混迷する中で、唯一の緩和策がワクチン接種という方法です。

しかし、配分方法等が国の方針も二転三転しています。第4波の危惧や変異型も蔓延しつつある中、収束も見えておりません。そのような中で本市の状況を鑑みますと、飲食、観光業をはじめとする中小零細企業の事業者、また生活弱者や生活困窮者は、生活水準を保つことができず疲弊しておられます。我々選挙を通じて議会に席を置き、政治に携わる者として市民の皆様の負託に応えるとともに、市民の皆様に寄り添うという気持ちを持たなければならないと考えます。

また、この議案により議員報酬削減による影響額に関しましては、しかるべき基金に繰入れを願いたく思うところでございます。

委員の皆様方におかれましては、賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

#### 質 疑

#### ○中村委員

私から1点ほど、お願いします。

今回の削減、10%ということですが、その根拠をお示しいただければと思います。

○木村議員

10%の根拠ということですが、この10%の根拠は、現在続けている我々の削減が10%ということになってございます。この3月31日までの時限措置をそのまま続けようということですが、

以上です。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

○仲小路委員

今、しかるべき基金というふうにありましたけれども、今後、どういうふうな形の予定を考えられておりますでしょうか。

○木村議員

仲小路委員の質問にお答えしたいと思います。

この議員提出議案が通りました後の削減でございますので、その削減額の効果額に關しましては、執行権になります。このことは、この本委員会で我々が述べるべきではないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○仲小路委員

はい。分かりました。

○森戸委員

今の基金については、あくまでも執行部に対するお願いベースの話なんだということの理解でいいですか。

○木村議員

現在のところ、我々が云々する問題ではないというふうに考えてございます。これは、あくまでも要望ベースということで御理解を頂きたいと思えます。

以上です。

○河村委員

先ほど、市長の提案の理由の中で、見通しがなかなか立たないので、1年を目途にされているわけですが、半年とされた理由がありますでしょうか。

○木村議員

現在、コロナワクチンの国の供給が二転三転している現状でございます。光市のホームページでもお知らせがあるように、来年、令和4年2月28日という目途というふうな

情報も出ております。2月末ですかね。そういった中で、当初の目標は8月ということがございました。そういったものの中を勘案して、様子を見るためにもまず半年。半年の状況を我々は様子を確認をさせていただき、市民の皆様の状況、そういったものを勘案したいというふうに考えてございます。

以上です。

○河村委員

質疑がなければ、議員間討議を。

○委員長

今、河村委員のほうから、本議案に係る議員間討議を実施してはどうかとの御提案がありました。ここで、委員の皆様のお伺いするため、着座のまま暫時休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

先ほど、河村委員より本議案に係る議員間討議を実施してはどうかとの御提案がございましたが、休憩中に各委員の御意見を伺った結果、本議案に係る議員間討議は実施しないこととなりました。よって、これより質疑を続行します。質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

質 疑：なし

討 論

○河村委員

議員提出議案第2号光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

市長は、追加議案31号で、光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例により、令和3年の4月から1年間、自身の給与の1割を減額するに当たり、昨今のコロナ禍の中、市民生活に及ぼす影響が大であり、我慢や生活様式の変化を余儀なくされており、専門家からの意見でもまだまだ時間がかかるとのことであります。議会としても、市民に寄り添うことが必要と思ひ、今回の条例に賛成の意を表したいと思ひます。

○森戸委員

議員提出議案第2号光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から、会派かいこうを代表して討論に参加をいたします。

光市の新年度予算を見ると、市税収は約4億円の減収ということになっておりますの



で、新型コロナの与える影響の大きさを示しております。そんな状況の中で、市川市長も引き続き1年間の給与の削減条例を提案をされ、委員会で可決をされたところであり、市民とともに痛みを分かち合い、その寄り添う姿勢はすばらしいと思います。成立すれば、県内でも同様の削減を続けるのは光市だけとなります。我々会派かいこうも、市長を支える会派として、その趣旨に賛同し、同調するものであります。

今回の議員提出議案は、コロナ以降続けてきた議員報酬の削減を市内の経済状況を鑑み、明るい兆しが見えるまで、引き続き半年間続けていこうという提案であります。身を切ることによって市民とともに痛みを分かち合い、寄り添い、その削減額をコロナで困っているところに振り向けていただきたいというふうについて考えております。皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、賛成討論といたします。

採 決：賛成少数「否決すべきもの」